

十九	八	七	六五	四	三	二	一	件成省
発行	振替	額最低	払込行	發行	用等	振の法	發号名	平等十令国財
行価	単位	額面金	額金	方法	替條	律行方	稱及法項及の	成を六年第債務
格日					のび	のび根	及び適そ	次年三月告示
					適	適	記	六年十月号行示
								十二月二〇等第
								一月十日第七百四
								九月九日示に第百九
								日す第十一行省令
								る。し項規定昭和
								財務大臣たの利付券
								券(十年)百別
								谷垣
								五十
								七年大蔵
								条平

十額平す額の振
六面成るの記替
錢金十。整載法
額六数又の
百年倍は規
円十の記定
に月金録に
つ二額はよ
き十九に、
九日よ最振
十九る低替
九も額口
円の面座
七と金簿

五六二額よ金基附法國機用、成社条二財十利
万万千面る運づ則律民關を振十債第十政四付
円円七金引用き第一年は受替三等一六融回
百額受基厚三平金日け法年の項年資庫債券
四でけ金生十成法本る、法振法資債券
十二に労七等銀もと律替律金券(十年)
九千寄働条の行のいう第に第特別
億七託大第一年之とすとし。う七關百別
三百さ臣一部のとし。う十す一會
五千れか項法律を。の五る号計
八十八たらの改そ規号法、法
百六資年規正の定。律第(一
五資金定す振の以へ十昭二百一
十資に資に)替適下平一和六

財務大臣 谷垣
昭和五十
七年大蔵
条平

十
八
十
七
十
六
五

払
込
期
所
支
元
利
金
額
日
償
還
期
限
償
子
後
の
利
期
以

平
成
十
六
年
十
月
二
十
日
日
額
本
銀
行
百
円
九
つ
き
百
円
十
支
の
支
額
成
金
二
行
額
六
年
う
に
九
月
六
各
及
百
十
間
支
び
九
日
に
期
月
屬
二
す
お
り
日

$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
三

初
期
利
子

す
る
号
期
及
翌
日
び
営
休
次
に
第
業
業
つ
十
日
日
う
算
い
五
に
に
。
式
月
て
号
支
當
た
に
二
同
に
払
た
だ
よ
じ
お
う
る
し
り
日
い
へ
と
、
算
を
て
以
き
支
出
規
下
は
払
定
、
、
期
た
期

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{30}{365}$$

十
二
一

の
経
利
払
込
み
子
率

る
す
算
込
年
年
。
る
出
金
一
期
し
額
資
・
た
に
金
五
パ
に
金
加
運
バ
額
え
用
を
基
第
次
金
込
十
の
理
む
八
算
事
も
号
式
長
の
に
は
と
規
よ
、
す
定
り
払